衆議院内閣委員会ニュース

【第217回国会】令和７年４月25日（金）、第17回の委員会が開かれました。

１　理事の補欠選任

・理事の補欠選任を行いました。

理事　伊東信久君（維新）（理事市村浩一郎君今25日委員辞任につきその補欠）

２　日本学術会議法案（内閣提出第36号）

・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

・４月18日の衆議院本会議における答弁について、坂井国務大臣から発言がありました。

・坂井国務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本学術会議会長　光石衛君

（質疑者）市來伴子君（立憲）、梅谷守君（立憲）、山岸一生君（立憲）、伊東信久君（維新）、石井智恵君（国民）、上村英明君（れ新）、塩川鉄也君（共産）、緒方林太郎君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

市來伴子君（立憲）

（１）　日本学術会議の活動に対する評価

ア　日本学術会議を法人化する理由

イ　日本学術会議が社会の役に立っているか否かについての坂井国務大臣の評価

ウ　日本学術会議の活動実績及び社会の役に立っていないとの批判に対する光石参考人の見解

エ　今後、政府が諮問等を行うなど、日本学術会議を積極的に活用する必要性

（２）　日本学術会議の自己改革の取組についての光石参考人の見解

（３）　日本学術会議法案（以下「本法律案」という。）の作成過程

ア　令和５年12月９日の日本学術会議総会における内閣府の担当室長の「独法などとは別のオリジナルな唯一の法人をつくる」旨の発言

ａ　発言についての政府の認識及び光石参考人の受止め

ｂ　発言に反して独立行政法人通則法を準用した特殊法人となり、これに対し日本学術会議が遺憾の意を表したことについての坂井国務大臣の見解

イ　本法律案の閣議決定前における政府から光石参考人に対する本法律案そのものの提示の有無

ウ　閣議決定前に政府が日本学術会議に本法律案そのものを提示しなかった理由

（４）　監事

ア　監事の権限について独立行政法人通則法の準用をしなければならない理由

イ　アの理由は国が財政を投入するからであるとの見方に対する坂井国務大臣の見解

ウ　役員である監事の選任について、総会の議決を必要としないこととした理由

エ　会長や副会長に再任制限がある一方、監事に再任制限がないのはバランスを失しているとの指摘に対する坂井国務大臣の見解

オ　施行日前に内閣総理大臣に指名された監事が行う業務の内容

カ　有識者懇談会最終報告書における「法人に自律的な運営を求めるのであれば、総会もまた監事の任命に関与する仕組みが必要ではないのかという意見があった」との記載との整合性

キ　監事の所掌事務は適法性の確認にとどまるか否かについての政府の見解

ク　監事への天下り

ａ　内閣府の天下りを排し中立公正な者を任命すべきとの指摘に対する政府の見解

ｂ　天下りがあり得るか否かについての政府の見解

ｃ　内閣府関係者で内閣総理大臣が指名する者が監事となった場合は日本学術会議の独立性が毀損

されるとの指摘に対する政府の見解
（５）　成立時総会の議案の作成
ア　議案の作成者及び現在の日本学術会議との協議の有無
イ　会長職務代行者が一人で作成するのか否かの確認
ウ　監事の関与の有無
エ　設立委員の業務内容
オ　会長職務代行者が現在の日本学術会議と協議して議案を作成すべきとの指摘に対する政府の見解
カ　会長職務代行者は現在の日本学術会議の会員以外であることの確認

梅谷守君（立憲）

（１）　令和２年の日本学術会議会員候補者の任命拒否問題
ア　日本学術会議及び任命されなかった当事者に対して具体的な説明を行わない理由
イ　任命の判断基準に係る文書を残していないことが公文書管理法違反に当たる可能性
（２）　本法律案の立法事実
ア　日本学術会議の国の機関としての位置付けを変える積極的な理由は見出しにくいとした平成 27 年の見解を変更した理由
イ　日本学術会議の発信が海外アカデミーと比べて劣るという客観的事実の存否
ウ　日本学術会議が国の機関であることで生じた支障の具体的事例及び国の機関でなくなることのデメリット
エ　日本学術会議は会員が仲間内だけで選ばれる組織だと認識されているという調査結果の有無
オ　改善すべき課題に対して日本学術会議の自律的解決が期待できないという具体的事例の存否
（３）　現在の日本学術会議と新法人との連続性の有無
（４）　本法律案に前文を置く必要性
（５）　日本学術会議の理解を得ずに立法を進めることの是非
（６）　新法人における会員の選定
ア　選定助言委員会の規定を削除する必要性
イ　新法人設立時の特別な会員選考に関する規定を削除する必要性
（７）　新法人に対する財政的な支援の在り方

山岸一生君（立憲）

（１）　選考委員会と選定委員会の違い
（２）　令和２年の日本学術会議会員候補者の任命拒否問題に関して黒塗りで開示された文書の内容
（３）　設立委員
ア　内閣総理大臣と設立委員との間における報告、相談等の可否
イ　設立委員が政治に配慮して会員の指名を行う可能性
（４）　立法過程における政府と日本学術会議との意見交換等の有無及び手続の妥当性
（５）　日本学術会議の自主性、自立性に「配慮」すると規定した理由
（６）　米・英・独・仏・中・露のナショナルアカデミーとの比較
ア　会員選考への政府の関与、活動における政府からの独立性の担保及び政府による業務評価の有無
イ　本法律案によって中・露のナショナルアカデミーの在り方に近づく可能性
（７）　監事、選定助言委員会、運営助言委員会、日本学術会議評価委員会の委員等の人数の妥当性

伊東信久君（維新）

（１）　日本学術会議の活動
　ア　新型コロナウイルス感染症に対する日本学術会議の取組
　イ　これまでの活動に対する評価及び本法律案がもたらす変化
（２）　日本学術会議の独立性に関する担保の在り方及び海外のナショナルアカデミーとの比較
（３）　選定助言委員会
　ア　委員の選任について、そのプロセス、選任基準及び政府の関与の有無
　イ　議事録の公開及び市民等からの意見聴取の仕組みの有無
　ウ　委員の公募に関する見解
　エ　委員会の透明性確保に関するこれまでの議論
（４）　会員の選定
　ア　現行制度と本法律案との相違点及び選定の透明性を確保するための方策
　イ　令和２年の日本学術会議会員候補者の任命拒否の法的根拠及び決裁文書の有無
　ウ　個別の選定に関して選定助言委員会及び日本学術会議評価委員会が意見を述べる可能性
　エ　情報公開の在り方
　オ　会員選考の透明性、独立性に関する海外のナショナルアカデミーとの比較
（５）　本法律案の中で日本学術会議の在り方の方向性を示す条文
（６）　日本学術会議による提言等
　ア　政府の政策決定に対し反対の内容を含むものの割合及び政府文書内での引用・活用状況
　イ　令和２年以降に日本学術会議が政府からの依頼を受けて回答した件数
　ウ　政府に対する批判的な提言等により会員に不利益が及ばないことの確認
（７）　令和２年の会員任命拒否問題に関する国際的な信頼回復のための具体策
（８）　本法律案の検討に際して意見聴取を行った学術関係者・学会の数及び日本学術会議との協議回数
（９）　日本学術会議等からの懸念を踏まえた修正の是非についての坂井国務大臣の見解

石井智恵君（国民）

（１）　日本学術会議の存在意義についての坂井国務大臣の見解
（２）　日本学術会議を特殊法人化する理由
（３）　日本学術会議の情報発信
　ア　日本学術会議のアクションプランにおける特に若い世代に向けた情報発信の在り方
　イ　日本学術会議に対する国民の理解と納得を得るための方策
（４）　本法律案がナショナルアカデミーの５要件を満たしているかの確認
（５）　日本学術会議にとって望ましい財源の在り方
（６）　本法律案に独立性の確保に関する規定を置かないこととした理由
（７）　本法律案に連携会員に関する規定を置かないこととした理由及び連携会員に関する評価
（８）　会員選任
　ア　外国の会員選任の可否
　イ　コオプテーション方式と投票制の組合せによる会員選任についての見解

上村英明君（れ新）

（１）　坂井国務大臣が学会に所属した経験の有無及び学会についての坂井国務大臣の認識
（２）　ナショナルアカデミーと学会との違い
（３）　日本学術会議の社会的な意味は科学者が真理を追究してきた経歴の中で到達する知恵を社会に生かすことであるとの考え方に対する坂井国務大臣及び光石参考人の見解
（４）　令和２年の会員任命拒否問題が政府に批判的な研究者を排除する意図によるものであるとの考えを

否定する根拠の有無
（５）　日本学術会議に対する政府の財政支援の必要性についての光石参考人の見解

塩川鉄也君（共産）

（１）　令和７年４月 18 日の衆議院本会議における坂井国務大臣の答弁中訂正が必要な箇所
（２）　現行の日本学術会議法（以下「現行法」という。）を廃止し日本学術会議の現行組織を廃止する理由
（３）　日本学術会議について現行組織の下で独立性及び自律性を高めることの可否
（４）　日本学術会議の現行組織を廃止することが日本学術会議の原点を否定することにつながる可能性
（５）　本法律案の審査のために現行法と本法律案との比較対照表を作成する必要性
（６）　現行法の前文を削除することが日本学術会議の原点を否定することにつながる可能性
（７）　本法律案が科学者の総意の下で設立されたという日本学術会議の立脚点を否定することにつながる可能性
（８）　本法律案が独立性の保障という日本学術会議の根幹を否定することにつながる可能性
（９）　本法律案が学問研究の軍事利用を推進する立場から日本学術会議に介入しようとする意図に基づくものである可能性

緒方林太郎君（有志）

（１）　令和２年の会員候補者の任命拒否問題
ア　行政として日本学術会議の会員を推薦のとおり任命することについて法的義務に近い責務を負っている可能性
イ　形式的任命の定義
ウ　日本学術会議の会員が推薦のとおり任命されない理由が推薦制度が正しく機能していないことにあることの確認
エ　日本学術会議の会員が推薦に基づいて任命されるというサイクルが回らなかった理由
オ　エのサイクルが回らなかったのが令和２年の会員任命時のみであるかの確認
（２）　日本学術会議の公平性
ア　現行法に基づく日本学術会議及び本法律案に基づく日本学術会議がそれぞれ公平な組織であるかの確認
イ　日本学術会議の公平性の基礎となる価値観
ウ　イの範囲内において日本学術会議が政権を賛美したり批判したりすることの可否
（３）　本法律案において日本学術会議の適法性のみならず適正性の判断まで行う監事による内閣総理大臣への意見提出を可能とすることが同会議の萎縮を招くこととならないことの確認